

政治資金収支報告書に係る領収書等の写しの開示実績

平成23年11月30日時点

1. 総務大臣届出分政治団体の開示状況

(平成22年11月30日から平成23年11月29日までに開示決定又は不開示決定をしたもの)

項 目	収支報告書に併せて提出された領収書等の写し	少額領収書等の写し
(1) 開示請求関係		
① 開示請求者数	38 者	38 者
② 被請求団体数 ※()内は実数	442 団体 (311 団体)	315 団体 (196 団体)
(2) 提出命令発出対象団体数		239 団体
(3) 政治団体からの申出による提出期間の延長		32 団体
(4) 開示決定の状況		
① 開示決定した団体数	411 団体	275 団体
② 開示決定した領収書等の写しの枚数	42,949 枚	94,794 枚
(5) 開示決定期間の延長		
① 30日以内の延長 (開示期間の延長)	113 団体	181 団体
② 30日を超える延長 (特例延長)	140 団体	0 団体
(6) 開示をしない旨の決定	31 団体	40 団体
政治資金規正法第19条の16 第12項1号の理由によるもの (開示請求が権利濫用・公序良俗違反の場合)		0 団体
政治資金規正法第19条の16 第12項2号の理由によるもの (少額領収書に係る支出がない場合)		38 団体
解散によるもの		2 団体
(7) 提出がない場合のインターネット等公表団体数		2 団体

(注) 1 数字は延べ数である。ただし、(1)②被請求団体数については、実数を()書きで記している。

2 「(1)①開示請求者数」は、以下の方法でカウントしている。

- ・同一人が同時に複数の団体について開示請求を行った場合は、1者としてカウントしている。
- ・同一人であっても、異なる機会に複数回開示請求を行った場合は、その回数分をカウントしている。

2. 都道府県選挙管理委員会届出分政治団体の開示状況【速報値】

(平成21年分収支報告書の要旨公表日から平成22年分の同公表日の前日までに各都道府県選管において開示決定又は不開示決定をしたものの合計)

項 目	収支報告書に併せて提出された領収書等の写し	少額領収書等の写し
(1) 開示請求関係		
① 開示請求者数	496 者	212 者
② 被請求団体数	8,933 団体	1,184 団体
※()内は実数	(4,957 団体)	(668 団体)
(2) 提出命令発出対象団体数		928 団体
(3) 政治団体からの申出による提出期間の延長		180 団体
(4) 開示決定の状況		
① 開示決定した団体数	7,048 団体	984 団体
② 開示決定した領収書等の写しの枚数	340,613 枚	229,513 枚
(5) 開示決定期間の延長		
①開示決定期間の延長	744 団体	83 団体
②特例延長	0 団体	227 団体
(6) 開示をしない旨の決定	1,885 団体	200 団体
政治資金規正法第19条の16第12項1号の理由によるもの (開示請求が権利濫用・公序良俗違反の場合)		0 団体
政治資金規正法第19条の16第12項2号の理由によるもの (少額領収書に係る支出がない場合)		199 団体
解散によるもの		1 団体
(7) 提出がない場合のインターネット等公表団体数		4 団体

(注) 1 一部の都道府県選管においてなお数値を精査中の部分がある。

2 収支報告書に併せて提出された領収書等の写しの「(5)開示決定期間の延長」については、各都道府県の条例により、「①開示決定期間の延長」の日数や「②特例延長」の制度等が異なる場合がある。

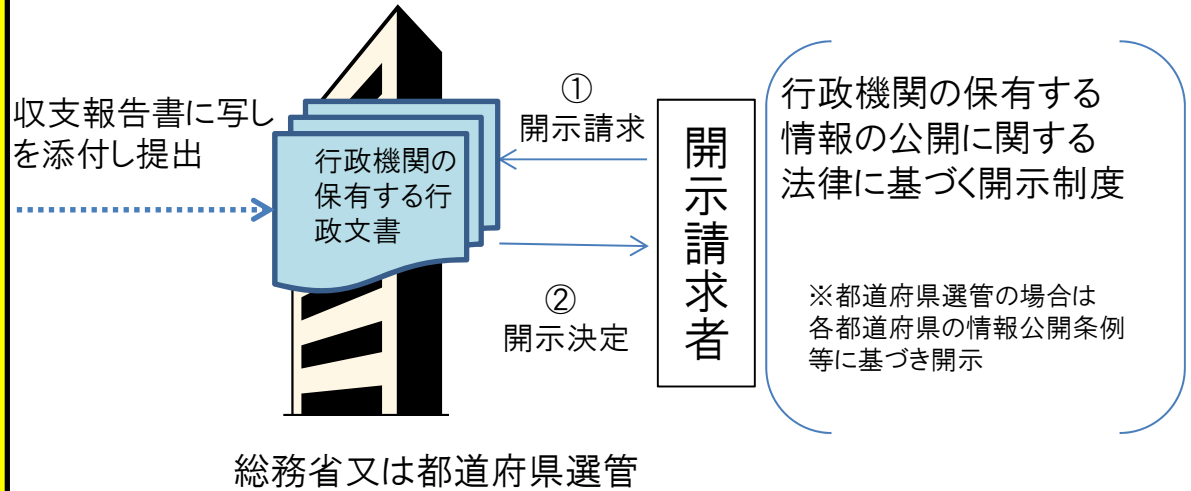
政治団体の領収書等の写しの開示に係る制度

政治団体から政治資金収支報告書(以下「収支報告書」という。)と併せて総務省又は都道府県選管に提出される領収書等の写しについては、情報公開法等に基づく開示請求を行うことができます。

国会議員関係政治団体の領収書等のうち、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係るものについては、政治資金規正法に基づく少額領収書等の写しの開示制度により開示請求を行うことができます。

収支報告書と併せて提出される領収書等の写し

- 国会議員関係政治団体
→人件費以外の経費で、1件**1万円超**の支出に係る領収書等の写し
- 資金管理団体
(国会議員関係政治団体以外)
→人件費以外の経費で、1件**5万円以上**の支出に係る領収書等の写し
- その他の政治団体
(国会議員関係政治団体及び資金管理団体以外)
→政治活動費で、1件**5万円以上**の支出に係る領収書等の写し(経常経費は対象外)



少額領収書等の写し

- 国会議員関係政治団体
→人件費以外の経費で、1件**1万円以下**の支出に係る領収書等の写し

